

■ お知らせ | 気を付けて！  
有害鳥獣の捕獲活動を実施中

イノシシやシカなど鳥獣が出没しています。これら鳥獣は臆病なため、遭遇した場合は近づいたり脅かしたりせずにその場を離れてください。登山やハイキングなど、山中に入る場合は目立つ服装の着用を。また、市では狩猟期間中(11月15日～3月15日)以外にも「市鳥獣被害対策実施隊」が捕獲活動を行っています  
※活動中の隊員は、オレンジ色のベストと帽子を着用しています  
問=農村再生課(559-5090 FAX 556-8153)



■ お知らせ | ごみ出しは  
朝8時まで

ごみ収集業者の変更に伴い4月からごみ収集ルートが変わります。ごみは必ず朝8時まで決められたごみステーションに出しましょう。なお、ごみの収集日や出し方は、ごみステーションの看板や市HPなどでご確認ください  
問=クリーンセンター(563-5551 FAX 563-6672)



■ お知らせ | スマートポールの実証実験(あかしあ台)

死角の歩行者情報などを、電柱に設置したセンサーや無線機から路線バスに提供することで、交通事故低減などが期待されるスマートポール。民間事業者が主体となり、交通安全支援や歩行者の見守りなどを目的とした実証実験を実施  
場所=あかしあ台公園周辺  
期間=4月18日(月)～22日(金)  
問=交通まちづくり課交通企画係(559-5058 FAX 559-7400)

■ 相談 | 49歳までの  
就労支援「さんだサポステ」

働くことの悩みを解決したい若者に、就職・進路に向けた継続的支援を行っています。また、就職氷河期世代へのサポートも行っています。就職決定後も、定着やスキルアップに向け、いつでも無料で相談できます  
対象=働くことへの悩みを解決したい15歳～49歳までの人と保護者

■ 4月からの相談日・時間

相談窓口・日時	場所
さんだ若者サポートステーション 平日10時～17時	商工会館1階
出張相談(祝日を除く) 毎週水曜13時～17時	まちづくり協働センター
第1・3木曜14時～17時	ウッドタウン市民センター
第2・4木曜13時～17時	多世代交流館

問=さんだ若者サポートステーション(565-9300 FAX 565-9302)



■ お知らせ | 指定管理者施設が決定

4年度に指定管理者制度で管理・運営する施設が決定しました。これは、市の指定する団体が公共施設の管理・運営を代行するものです。詳細は市HPでご確認ください  
問=公共施設マネジメント推進課(559-5113 FAX 559-1254)



■ お知らせ | 高齢者住宅  
バリアフリー化事業

例年実施している「高齢者住宅バリアフリー化事業」は、4年度事業実施の方針を現在検討しています。今後方針が決まり次第、改めてお知らせします  
問=いきいき高齢者支援課(559-5070 FAX 563-7776)

■ 募集 | 障害者交流サロン  
きらりんクラブ(全10回)

歌・楽器演奏・劇などで交流  
日時=5月～5年2月の第1土曜(5月・1月は第2土曜)13時30分～15時  
場所=さんだ市民センター  
対象=市内在住・在勤で18歳以上の障害者  
申・問=4月15日までに、住所・名前・電話番号・年齢を記入し、eメール(bunkasports@city.sanda.lg.jp)、窓口、郵送のいずれかで、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎4階 文化スポーツ課(559-5144 FAX 563-1360)

■ 募集 | 明るい選挙推進協議会委員

啓発活動や研修会に参加しませんか  
対象=市内在住・在勤・在学者 ※任期中は選挙運動や特定の人・団体を支持する政治活動不可  
任期=2年  
申・問=4月28日までに、住所・名前・電話番号・志望動機を郵送、ファクス、市HP(下記2次元コード)、窓口のいずれかで、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎4階 選挙管理委員会事務局(559-5181 FAX 559-6610)



■ 募集 | 身体障害者補助犬  
貸付希望者

対象=社会活動の参加に補助犬が必要で、かつ下記の身体障害者手帳を保持し、施設に入所していない市内在住者 ※その他要件あり  
【盲導犬】視覚障害1級・2級  
【介助犬】肢体不自由1級・2級  
【聴導犬】聴覚障害2級  
費用=補助犬の借り受け後の飼育費、合同訓練時の実費など  
申・問=4月15日までに、電話、ファクス、窓口のいずれかで、市役所本庁舎1階 障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294)

■ スポーツ | 市民スポーツ  
教室「剣道」(全10回)

日時=5月28日、6月25日、7月23日、8月20日、9月24日、10月29日、11月26日、12月3日、5年1月7日、5年2月25日 いずれも土曜 16時～19時  
場所=アメニス城山体育館または親和学園駒ヶ谷体育館  
対象=市内在住・在勤・在学の小学生以上  
費用=2,000円  
定員=50人  
申・問=4月30日までに、住所・名前・年齢・連絡先・経験の有無を往復ハガキで、〒669-1516 友が丘3-22-11 市剣道協会・西(562-2285)



■ スポーツ | 市民スポーツ  
教室「太極拳」(全8回)

日時=5月12日～6月30日の毎週木曜10時～12時  
場所=親和学園駒ヶ谷体育館  
対象=市内在住・在勤・在学で経験2年未満の人  
費用=2,000円  
定員=20人  
申・問=4月30日までに、住所・名前・年齢・連絡先・太極拳歴を電話またはファクスで、市太極拳協会・大橋(568-4666 FAX 兼)



■ スポーツ | 市民スポーツ  
教室「少林寺拳法」(全6回)

日時=5月21日～6月25日の毎週土曜18時30分～20時30分  
場所=親和学園駒ヶ谷体育館またはゆりのき台中学校体育館  
対象=市内在住・在勤・在学者  
費用=1,000円  
定員=20人  
申・問=4月30日までに、住所・名前・年齢・連絡先を電話、SMS(ショートメッセージ)、eメール(sasaminna@zpost.plala.or.jp)のいずれかで、市少林寺拳法協会・岸本(090-3355-9370)



■ 講座 | 英語を話そう  
(まちづくり協働センター)

【英会話講座(全16回)】

クラス	時間	対象レベル
月2	13:00-14:15	英検準1級
水1	10:30-11:45	英検準1級
月1	10:30-11:45	英検準2級
月3	14:30-15:45	英検3級～
水2	13:00-14:15	英検4級～

期間=4月11日(月)～8月 定員=先着10人程度  
受講料=一般27,200円、会員24,000円  
申=下記

【土曜英会話サロン(全12回)】  
初級英会話クラス(①②)と多読クラス(③)  
日時=4月16日～9月17日 毎月第1・3土曜(4月のみ第3・5土曜)  
①14時～15時15分  
②15時30分～16時45分  
③17時～18時15分  
定員=各クラス先着10人程度  
受講料=一般20,400円、会員18,000円  
申=下記

申・問=4月1日から、名前・電話番号・希望クラスを電話、ファクス、eメール(office@sia-japan.org)、窓口のいずれかで、〒669-1528 駅前町2-1 三田市国際交流協会(まちづくり協働センター内 559-5164 FAX 559-5173)

■ 講座 | Corelab SANDA  
新着セミナー情報

オンラインセミナー「大手企業と中小企業マッチングの現場から見たアフターコロナで伸びるビジネス」  
4月14日(木)19時～20時  
参加費=商工会員・学生:550円、非会員・一般:1,100円  
申=右記2次元コードから  
問=Corelab SANDA(558-9966)



■ 講座 | 認知症サポーター養成講座



当事者の経験談を聞き、認知症の症状や接し方を学ぶ  
日時=①5月15日(日)②7月10日(日)③9月25日(日)④③10時～12時⑤13時30分～15時30分  
場所=①多世代交流館②コープ三田西(富士が丘)③デイサービス山帽子(下深田)  
定員=①③15人②20人  
対象=市内在住・在勤・在学者  
申・問=開催日の1週間前までに、住所・名前・年齢・連絡先を電話またはファクスで、フラワー地域包括支援センター(553-3600 FAX 553-3601)

■ 講座 | 通訳翻訳ボランティア  
オリエンテーション

日時=4月23日(土)10時30分～12時30分  
場所=まちづくり協働センター  
定員=先着25人  
対象=ボランティア通訳・翻訳に興味のある人 ※言語不問  
内容=①三田市国際交流協会と通訳・翻訳活動の現状②コミュニティ通訳の基礎知識(ワークショップ)  
申・問=4月15日までに名前・電話番号・メールアドレスを、電話、ファクス、窓口、eメール(office@sia-japan.org)のいずれかで、〒669-1528 駅前町2-1 三田市国際交流協会(まちづくり協働センター内 559-5164 FAX 559-5173)





## ■ お知らせ | 市議会報告会と議員との意見交換会

市議会議員から4年度予算の審査内容報告と意見交換を行います  
**場所** = 市役所本庁舎6階 **日時** = 4月23日(土)14時~15時、4月24日(日)10時~11時、14時~15時(手話通訳・要約筆記あり) ※各回30分前から受け付け **問** = 議会事務局(559-5162 FAX 564-2992)


## ■ お知らせ | 事業所向け新規学卒者求人説明会

**日時** = 5月20日(金)14時~16時 **場所** = 市商工会館 **対象** = 主にハローワーク三田の管轄内にある事業所 **内容** = 5年3月新規学卒者の採用選考と求人申し込み手続き **問** = 神戸公共職業安定所 学卒部門(神戸新卒応援ハローワーク内078-362-4581 FAX 078-361-1195)

## ■ お知らせ | 公安職公務員合同職業説明会

自衛官・警察官・消防士の仕事内容の説明・個別相談など **日時** = 4月23日(土)13時~16時30分 **場所** = まちづくり協働センター **問** = 自衛官: 自衛隊兵庫地方協力本部伊丹地域事務所(072-783-9609 FAX 兼)、警察官: 三田警察署(563-0110)、消防士: 三田市消防本部(564-0119)

## ■ お知らせ | 徴収・収納事務委託と指定納付受託者の指定

4年度に徴収・収納委託などを行う事務と相手方が決定しました。詳細は市HP(下記2次元コード)からご覧ください **問** = 会計課(559-5151 FAX 563-6490) 

## ■ お知らせ | 固定資産税 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧


【固定資産税にかかる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】 **期間** = 4月1日(金)~5月31日(火) **場所** = 税務課資産税係(市役所本庁舎2階) **縦覧できる人** = 4年度の市内の土地・家屋の納税者本人とその代理人 **持ち物** = 本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など、顔写真付きでないものは2つ以上) ※代理人は委任状と代理人自身の本人確認書類が必要です **問** = 税務課資産税係 土地担当(559-5054 FAX 563-5697)、家屋担当(559-5055 FAX 563-5697)


【固定資産評価審査委員会への審査申し出】 固定資産税評価額に不服がある場合、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に対し文書で審査の申し出ができます ※4年度は評価替え年度ではないため、以下の場合のみ対象 ①新たに固定資産税を課されることになった場合 ②地目の変換・家屋の改築・損壊、その他これらに類する特別な事情がある場合 ③評価額が上昇した土地であって税額を据え置く「特別な措置」が3年度にとられた土地 **問** = 固定資産評価審査委員会事務局(559-5183 FAX 559-6610)

## ■ お知らせ | 後期高齢者医療簡易申告書を4月下旬に送付

4年度の後期高齢者医療保険料算定のため、3年中の所得申告が必要な人に「後期高齢者医療簡易申告書」を4月下旬(予定)に送付します。申告がないと、軽減が受けられないなど適正な保険料算定できません。申告書が届いた人は、所得がなかった場合も必ず申告してください ※確定申告・市県民税の申告をした人は提出不要です **問** = 国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)

## ■ お知らせ | 森林に関する届け出を

【森林の立木を伐採するときは届け出が必要】 **対象** = 地域森林計画対象民有林(市内ほとんどの森林)の立木を伐採する森林所有者、伐採権原保持者 **届け出** = 伐採開始日の90日~30日前までに、「伐採及び伐採後の造林の届出書」に必要事項を記入し下記 ※保安林を伐採する場合は兵庫県阪神農林振興事務所(562-1392)へ。伐採跡地の用途が森林以外の場合、法令などで許可・届け出が必要な場合あり 

【森林の土地を取得したときは届け出が必要】 **対象** = 地域森林計画対象民有林(市内ほとんどの森林)の土地を取得した人 ※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をした場合、届け出は不要 **届け出** = 森林の土地を取得した日から90日以内に、「森林の土地所有者届出書」に必要事項を記入し、権利取得を証明する書類の写し(登記事項証明書または土地売買契約書の写しなど)・土地の位置図を添付し  下記

**届け出・問** = 〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎4階 里山のまちづくり課(559-5226 FAX 562-3555)

## ■ お知らせ | 農用地利用計画の見直し

農業振興地域内の農地を農地以外へ変更するには、法律で定められた要件などを満たす特別な場合のみ認められます。農業従事者で農家住宅、農業用倉庫などの建築を予定している人は、4月28日(木)までに必ず事前相談をお願いします。申し出書の提出締め切り日は5月31日(火)です **申・問** = 市役所本庁舎5階 農村再生課(559-5090 FAX 556-8153)

## ■ お知らせ | 国民年金保険料「学生納付特例」で納付猶予

20歳になると学生でも国民年金を納める必要がありますが、申請をして承認を受けると納付が猶予されます **対象** = 4月~5年3月までに、大学・短期大学・高等学校などに在籍する学生 **所得の基準額** = 学生本人の前年所得が128万円以下 **申・問** = ①窓口の場合: 年金手帳(4年4月1日以降20歳になった人は基礎年金番号通知書)、学生証または在学証明書を持参 ②郵送の場合: 申請書(市HPからダウンロード)に記入し、学生証のコピーを添付して、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎1階 市民課証明登録係年金担当(559-5067 FAX 560-2101)

## ■ お知らせ | 国民健康保険加入・脱退14日以内に届け出を


国民健康保険の加入・脱退手続きは自動的にできません。対象者は14日以内に届け出をしてください **【対象/手続きに必要なもの】**

◀ 加入手続き ▶  
 退職し社会保険の資格がなくなった場合や被扶養者でなくなった場合 / ①健康保険資格喪失証明書 ②本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など) ※届け出が遅れると資格取得日までさかのぼって(最高3年)保険税を納付  
 ▶ 脱退手続き ▶  
 国保の加入者が就職などで職場の健康保険に加入した場合や被扶養者になった場合 / ①新しい保険証(健康保険資格取得証明書でも可) ②国民健康保険証 ③本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など)


**申・問** = 国保医療課(559-5050 FAX 559-2636) ※4月初旬は窓口が混み合うため、長時間お待ちいただくことがあります。

## ■ お知らせ | 固定資産税・都市計画税の納税通知を発送

4年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を5月2日(月)に発送(予定) **問** = 税務課資産税係 土地担当(559-5054 FAX 563-5697)、家屋・償却担当(559-5055 FAX 563-5697)

■ 市税の納付はスマホ決済で!   
**問** = 収納対策課(559-5043 FAX 563-5697) ※詳細は市HPをご覧ください。

## ■ お知らせ | マイナンバーカード受け取り ネットで予約

マイナンバーカードの受け取り予約が、電話だけでなくインターネット(スマートフォンも可)でも可能に。利用は下記の2次元コードから **問** = 市民課個人番号カード交付担当(559-5106 FAX 559-5114) 

## ■ お知らせ | ごみ減量・リサイクル推進優良事業所

古紙類をはじめ、事業に伴う一般廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用に積極的に取り組まれた「マックスバリュ西日本株式会社マルナカ三田店」をごみ減量・リサイクル推進優良事業所として認定 **問** = クリーンセンター(563-5551 FAX 563-6672)

## ■ お知らせ | 障害者手当の手当額(月額)を改定

**問** = 障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294)

## ■ お知らせ | 税や保険料の年金天引きのお知らせ

3年度に公的年金から税や保険料を天引きされていた人は、4年度も年額を6回に分けて年金から天引きします ※4年度の年額は、市県民税は6月、国保・後期高齢・介護保険は7月中旬に、それぞれ通知書を送付します

【市県民税】 仮徴収 = 3年度の公的年金等所得に係る年税額の6分の1ずつ(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 決定した4年度の年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの金額の3分の1ずつ(10・12・2月徴収分) **問** = 税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】 仮徴収 = 4年2月の徴収額と同額(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 4年度の決定額から仮徴収の合計額を差し引いた金額(10・12・2月徴収分) ※4月以降の仮徴収が中止になる人には「仮徴収中止通知書」を、徴収金額が変更になる人には「特別徴収変更通知書」を送付します **問** = 国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)

【介護保険料】 仮徴収 = 原則、4年2月の徴収額と同額(4・6・8月徴収分) **本徴収** = 4年度の年額決定後、年額から仮徴収合計額を差し引いた額(10・12・2月徴収分) ※6月から額が変更になる人には「仮徴収通知書(変更決定通知書)」を、新たに年金天引きが始まる人には「特別徴収開始通知書」を、4月上旬に送付します **問** = 介護保険課(559-5077 FAX 563-1447)

	~4年3月	4年4月~
特別障害者	27,350円	27,300円
障害児福祉	14,880円	14,850円
経過的福祉	14,880円	14,850円